

新人委第 645 号

平成 22 年 11 月 30 日

各任命権者 様

新潟市人事委員会

委員長 丸山 正

新潟市職員の平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置の運用について（通知）

標記について、下記のとおり定めたので通知します。

記

改正条例附則第 2 項関係

新潟市給与条例等の一部を改正する条例（平成 22 年新潟市条例第 51 号。以下「改正条例」という。）附則第 2 項第 1 号に規定する合計額の算定の基準となる日において、休職者（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 2 項の規定により休職にされている職員をいう。）、停職者（法第 29 条の規定により停職にされている職員をいう。）、育児休業職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条の規定により育児休業をしている職員をいう。）、育児短時間勤務職員（育児休業法第 10 条の規定により育児短時間勤務をしている職員をいう。）又は当該日について新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号。以下「給与条例」という。）第 27 条又は附則第 21 項の規定により給与を減額された職員等の当該合計額の算定の基礎となる俸給その他の給与の全額が支給されない職員であった者の当該合計額については、当該俸給その他の給与の全額を支給されたものとして算定する。

平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則第 7 条関係

改正条例附則第 2 項又は第 3 項の規定による平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額の算定については、その計算の過程等を明確にして行うとともに、職員の求めに応じ、これを明らかにするものとする。